

## 上越市ふるさと CM 動画コンテスト作品募集 詳細事項について

本コンテストの最優秀作品は「第6回新潟ふるさとCM大賞」の上越市の作品として提出するため、上越市ふるさとCM動画コンテストの注意事項や審査基準などとともに、「第6回新潟ふるさとCM大賞」の基準や留意点を記載しています。

### 1 作品形式

作品の詳細な形式は下記のとおりです。

#### 1) 仕上がりフォーマット

① 捨てカット 3秒	
② CM本編 30秒	0.5秒無音
	0.5秒無音
③ 捨てカット 3秒	

① 捨てカット※1（3秒）

② CM本編（30秒）

※本編の両端 0.5秒間を、それぞれ無音にしてください。

→音声の最長尺は29秒間となります。

③ 捨てカット ※1（3秒）

※1 捨てカットとは、その内容が本編に連続する（カット変わりしない）前後調整用の映像のことです。映像作品には必須です。（使用する機器の性能により正確な30秒での編集・再生が難しいため）

#### 2) 画角のセーフティーゾーン

- ・セーフティーゾーンは画面の95%です。  
（次ページ写真の白枠内が95%エリア）
- ・字幕スーパーなど重要な情報はこの枠内に収まるようにしてください。



## 2 審査基準について

以下の4つの点を基準とし、総合的に審査します。

### ①企画力・アイデア

CM構成の企画力、アイデアの斬新さ、目新しさ

### ②構成・演出力

CM自体の構成、CMの内容を効果的に伝えられているか

### ③楽しさ・面白さ

上越市の楽しさ・面白さ、それを切り取る視点ユニークさ

### ④情報発信力

CM自体の発信力

## 3 作品制作における留意点

作品制作時は下記の点に留意して制作ください。守られていない作品は、審査対象から除外する場合があります。

- ・映像のサイズはフルハイビジョン（1920×1080）になります。制作済みのYouTube動画等の素材を使用する場合は、フルハイビジョンかご確認ください。
- ・著作権（映像・音声・文字フォント）や肖像権等、権利関係があるものを使用する場合、作品提出前に権利処理を必ず行ってください。許可を得ていない作品は、放送や配信ができません。問題が生じた場合は、応募者の責任で対処をお願いします。特にBGMを挿入する場合、市販のCDは、そのほとんどが著作権をクリアしないと使用できませんので十分ご注意ください。（詳細は次の「4. 著作権について」を参照）

- ・作品の音声レベルや輝度などが放送上の基準を超える場合には調整を行います。
- ・画面右上には「上越市ふるさと CM 動画コンテスト最優秀作品受賞作」などの字幕スーパーを付ける場合がありますので、空けてください。
- ・CM 本編内に自治体名「上越市」の表記を必ず入れてください。
- ・現職の市長などの政治家及び公職選挙に立候補を予定されている方のご出演はお控えください。
- ・外国語だけの広告は、視聴者が理解しにくい場合がありますので、わかりやすい言葉や文字を使用してください。
- ・ニュース風（天気予報も含む）の表現は、視聴者が混同し誤認しやすいのでお断りします。
- ・下品、ひわいな表現や、視聴者に不快感を与える表現はしないでください。
- ・商品を悪く言うなどの表現はしないでください。
- ・視聴者に錯誤や誤認を与える演出（砂の嵐・カラーバー・黒味・白味・1K 音声等）はしないでください。
- ・宗教上の表現は誤解を招く可能性があるので使用しないようにお願いします。
- ・最大級表現にはご注意ください。（No.1、一番等）
- ・他の作品のアイデアを参考にした場合はその旨を申込書の備考欄に記入してください。また参考にした場合は、著作権者の了承を取得してください。

#### 4 著作権について

##### 1) 著作物の例

下記の著作物の例を参考に、使用する場合は必ず権利者の承諾を得てください。

- ・言語 講演、論文、小説、脚本、詩歌、俳句など
- ・音楽 楽曲、楽曲を伴う歌詞 ⇒次ページ以降に記載
- ・スポーツ プロ、アマチュアスポーツの映像・写真
- ・舞踏、無言劇 日本舞踏、ダンス、パントマイムの振り付け
- ・美術 絵画、版画、彫刻、マンガ、書、キャラクターなど
- ・建築 芸術的な建築物（神社仏閣、競技場など設計図は図形の著作物）  
※敷地内撮影の際には必ず了解が必要。コンビニも注意。
- ・地図・図形 地図、学術的な図面、設計図、模型など
- ・映画 劇場用映画、アニメ、ビデオなど。キャラクターの権利者に許諾を得る。
- ・写真 写真、グラビアなど

※映像や写真などは、著作権者は所有者ではなく撮影者

実演家（俳優・歌手等）の映像、写真などを使用する場合には、映像の著作権処理（撮影した方の許諾）の他、実演家本人、所属団体の許諾も必要  
新聞、雑誌、ポスター、カレンダーなどの切り貼りも使用許可が必要

## 2) 楽曲について

著作権の絡んだ音声を使用した動画作品をインターネット上に公開する際には、別途権利処理が必要です。

権利処理ができていない音声を使用した場合は、アップロードの際に音声を削除する場合がありますので権利処理が必要な音楽は使用しない事をお勧め致します。

### 【推奨楽曲】

- ・ 生の音を収録し活用する（鳥のさえずり・動物の鳴き声・虫の音・波の音など）
- ・ 著作権がなくなった楽曲（著作者の没後 50 年間を経過したもの、文部省唱歌など作者未詳のもの）を独自に歌唱・演奏したもの※日本では「没後 50 年」で消滅。欧米は「没後 70 年」と各国で異なる
- ・ 祭りや伝統芸能の音、民謡など（継承者や権利団体の承諾、民謡の場合は歌手・演奏者の許可が必要）
- ・ 自治体が持っている歌（作詞家、作曲家、演者の承諾が必要）
- ・ 完全独自に作成した歌や楽曲

## 3 画像、音源素材の提供について

### 1) 上越市保有の画像素材の提供

希望する方に上越市で保有している画像素材を提供します。

- ・ 希望する方は下記よりダウンロードしてご利用ください。



【上越市ふるさと CM 動画コンテスト提供用画像(魅力創造課)】

<https://photos.app.goo.gl/hpcw5uu2o6voJpKD6>

- ・ 提供は無償で行います。
- ・ 使用は本コンテスト応募作品に限ります。

### 2) 音源素材の提供

希望する方に著作権処理が不要な音源素材を提供します。

- ・ 希望する方は「上越市ふるさと CM 動画コンテスト」係へご連絡ください。  
(連絡先は募集要領の通り) 30 曲程度ご提供します。音源の提供は 7 月中旬以降となります。
- ・ 使用は本コンテスト応募作品に限ります。また、本コンテストの最優秀作品に選出されなかった場合は音源の差し替えを依頼しますのでご注意ください。